

地域医療構想の進め方について

H30. 2. 7 付け医政地発 0207 第 1 号「地域医療構想の進め方について」より抜粋

(1) 地域医療構想調整会議の協議事項

ア 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定の対応

- 公立病院、公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関に関すること
⇒新公立病院改革プラン、公的医療機関等 2025 プランを策定済み
- その他の医療機関に関すること
⇒・県庁医療対策課の「事業計画の策定の方法」に関する検討結果を受け、対応予定
・圏域独自で、管内病院の介護療養病床の対応方針を調査(別紙様式1)
- 留意事項
⇒病床機能報告等において、過剰な病床(急性期・慢性期機能)への転換を報告した医療機関には、調整会議において機能転換の理由の説明を求め、構想との整合性を踏まえ慎重に検討する

イ 病床がすべて稼働していない病棟を有する医療機関への対応

- 病院
非稼働病棟はなし(精神科病棟は除く)
- 有床診療所
現在 20 診療所中 4 診療所が休棟等(H29. 7.1 病床機能報告)
(近松内科、吉正整形外科、森耳鼻咽喉科医院、岡村診療所)
⇒休床病床の今後の対応方針について調査(別紙様式2)
再稼働の場合は、医療機能及び医療従事者の確保等を確認

ウ 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応

⇒現在、新たな病床を有する医療機関の開設は把握していない

(2) 地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

ア 個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績

高度急性期・急性期機能・回復期機能・慢性期機能

イ 個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金や繰入金等の活用状況

ウ 新公立病院改革プラン、公的医療機関等 2025 プランに記載すべき事項

(3) 地域医療構想調整会議の運営

⇒構想区域の実情を踏まえながら、年 4 回の会議開催や会議資料・議事録をホームページに公表する